様式第三、様式第五及び様式第五の二中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に、「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。

様式第九使用済燃料再処理等拠出金発電費の項目中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に改め、原子力発電施設解体費の項目を削る。

（使用済燃料再処理機構に関する省令の一部改正）

第九条　使用済燃料再処理機構に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
使用済燃料再処理・廃炉推進機構に関する省令	使用済燃料再処理機構に関する省令
（用語）	（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。
（設立の認可の申請）	（設立の認可の申請）
第二条　法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第一による申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
（事業計画書の記載事項）	（事業計画書の記載事項）
第三条　法第二十四条第三項の経済産業省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第三条**　法第十六条第三項の経済産業省令で定める事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　法第四十九条第一号から第八号までに規定する業務の開始の時期	一　法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務の開始の時期
二　法第四十九条第一号から第八号までに規定する業務に関する計画の概要	二　法第四十一条第一号から第三号までに規定する業務に関する計画の概要
三　［略］	三　［略］
四　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の組織	四　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の組織
五　［略］	五　［略］
（委員の任命の認可の申請）	（委員の任命の認可の申請）
第四条　機構の理事長は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第四条**　機構の理事長は、法第二十三条の規定による認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［略］
（委員の解任の認可の申請）	（委員の解任の認可の申請）
第五条　機構の理事長は、法第三十三条の規定による認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第五条**　機構の理事長は、法第二十五条の規定による認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
（役員の任命の認可の申請）	（役員の任命の認可の申請）
第六条　機構の理事長は、法第三十九条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。	**第六条**　機構の理事長は、法第三十一条第二項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
（役員の兼職の承認の申請）	（役員の兼職の承認の申請）
第八条　機構の役員は、法第四十三条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	**第八条**　機構の役員は、法第三十五条ただし書きの規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（業務の委託の認可の申請）	（業務の委託の認可の申請）
第九条　機構は、法第五十条に規定する認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に、委託業務に関する契約の内容及び相手方が営む事業の概要を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第九条**　機構は、法第四十二条の規定する認可を受けようとするときは、様式第七による申請書に、委託業務に関する契約の内容及び相手方が営む事業の概要を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
（業務方法書及びその変更の認可の申請）	（業務方法書及びその変更の認可の申請）
第十条　機構は、法第五十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に業務方法書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十条**　機構は、法第四十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に業務方法書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。